

地域再生計画

- 1 地域再生計画の名称
長野県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
- 2 地域再生計画の作成主体の名称
長野県
- 3 地域再生計画の区域
長野県の全域
- 4 地域再生計画の目標

4-1 地域の産業の特徴

長野県は明治時代から生糸の生産が盛んとなり、戦前までは製糸王国として知られていた。化学繊維の発明普及と戦争による市場閉鎖等に伴い製糸業は衰退したが、その一方で、光学機器、時計など疎開してきた工場によって基盤技術が地元根付いたことから、諏訪地域に代表されるカメラ、腕時計、オルゴールなどの精密機械工業が発達したほか、県内各地に電気機械、一般機械、輸送用機械などの加工組立型産業が生まれた。

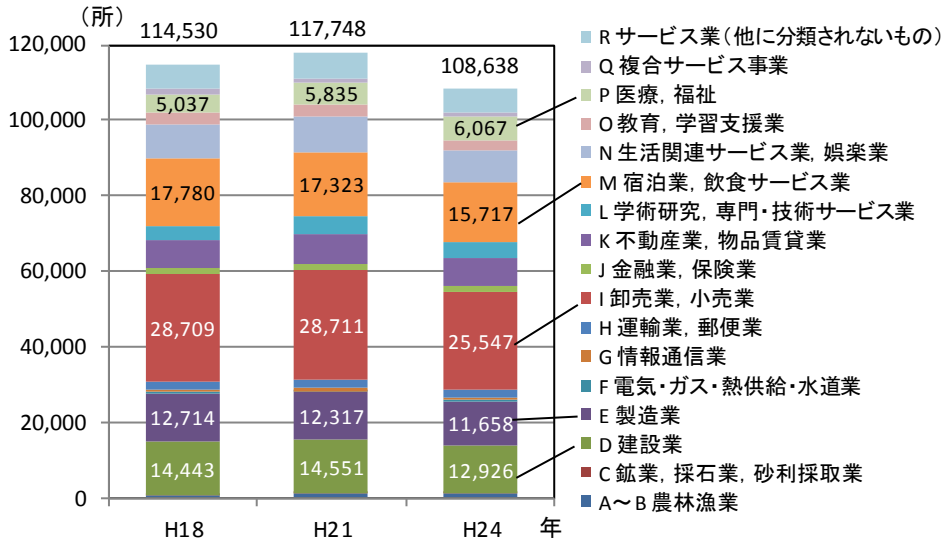
また、長野県は 3,000m 級の山々に囲まれ、清らかな水資源にも恵まれていることから、その標高差や水資源を活用し多様な農林水産物が生産されており、それらの加工を行う食品製造業も多い。

こうした歴史を持つ長野県は、内陸県ながら加工組立型産業や食品産業などを中心とする製造業の集積地となっており、県内総生産 7 兆 6,863 億円のうち製造業は全産業の 24.3% を占めて最も多く（「平成 24 年度長野県の県民経済計算」（長野県企画振興部）、民営事業所の従業者数においても、製造業は全産業 923,685 人の 23.1% を占めて最も多い（「平成 24 年経済センサス-活動調査」（総務省））。

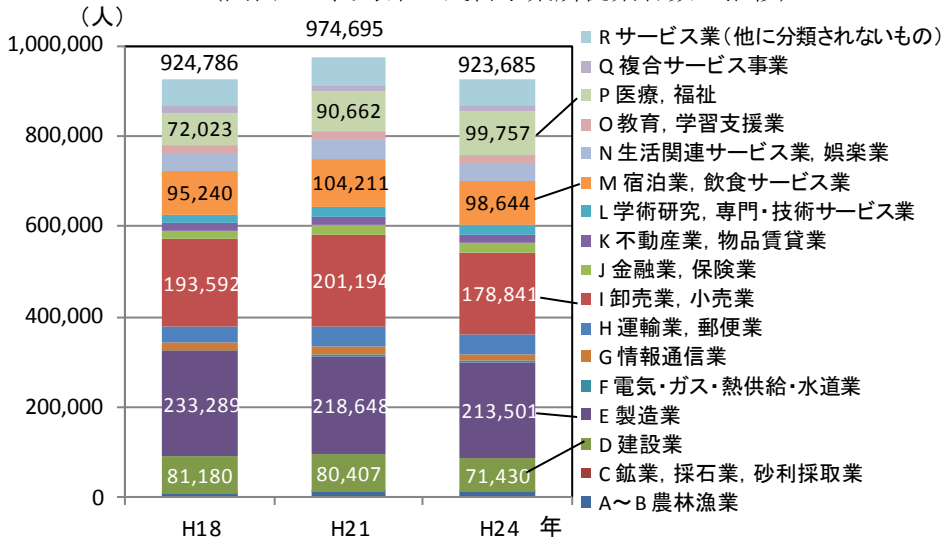
一方、平成 19 年頃から急激に進行した円高や平成 20 年 9 月のリーマンショック以降、国内製造業の海外設備投資や海外生産が急拡大し、国内製造業の空洞化圧力が高まったことなどから、県内の製造業においても事業所数、従業者数は平成 18 年の 12,714 所、233,289 人から平成 24 年の 11,658 所、213,501 人（平成 18 年事業所・企業統計、平成 24 年経済センサス-活動調査（総務省））へと減少傾向にある。また、個人消費の低迷や人口減少・少子高齢化などを背景に、卸・小売業の事業所数・従業者数も平成 18 年の 28,709 所、193,592 人から平成 24 年の 25,547 所、178,841 人へ（平成 18 年事業所・企業統計、平成 24 年経済センサス-活動調査（総務省））と減少傾向にある。

このような状況の中、県内への人材の転入や定着を促進し地域再生に繋げるためには、今後も国内に残る可能性が高い部門や生産性の高い部門の雇用の場を確保することが望まれる。日本政策投資銀行の調査によると、国内大企業が大部分を国内に残す方針とする部門（機能）は「企画・経営管理」、「研究開発」など本社機能に係るものが多く、当該機能については今後も国内で雇用を維持できる可能性が高い。また、本社機能を誘致すれば、経営の中核を担う高度な人材の転入や、研究開発など高度な雇用の場の創出が期待される。よって、県と市町村が一体となって本社機能の誘致に取り組むことにより、長野県の全域で地域再生を図る。

(図表1 長野県の民営事業所数の推移)

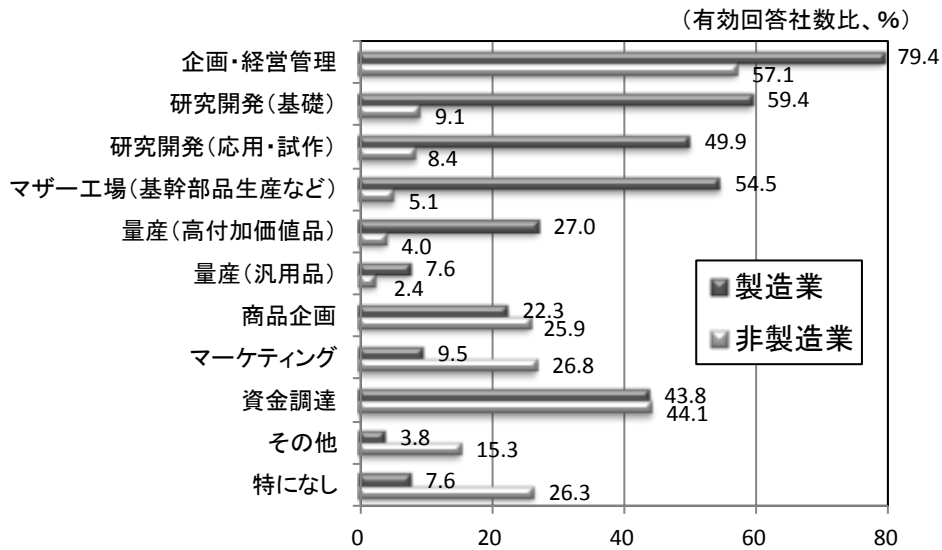


(図表2 長野県の民営事業所従業員数の推移)



(出典：H18年事業所・企業統計、H21年経済センサス-基礎調査、H24年経済センサス-活動調査 (総務省))

(図表3 国内大企業が大部分を国内に残す方針とする部門 (機能))



出典：「企業行動に関する意識調査」(日本政策投資銀行 2014年6月)

※資本金10億円以上の製造業559社及び非製造業781社が回答、最大5つまでの複数回答

なお、長野県は、県歌「信濃の国」で「松本、伊那、佐久、善光寺、四つの平は肥沃の地」と歌われているように、自然・地理・交通・歴史などの面から、次のとおり大きく「北信」、「東信」、「中信」、「南信」の4つの圏域に区分される。このため、本計画の区域設定もその圏域毎に定めることとし、以下に各圏域別の産業の特徴等について示す。

(北信圏域)

長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町、小川村、栄村 (15 市町村)

(東信圏域)

上田市、小諸市、佐久市、東御市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、青木村 (15 市町村)

(中信圏域)

松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村、池田町、松川村、白馬村、小谷村 (19 市町村)

(南信圏域)

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村 (28 市町村)

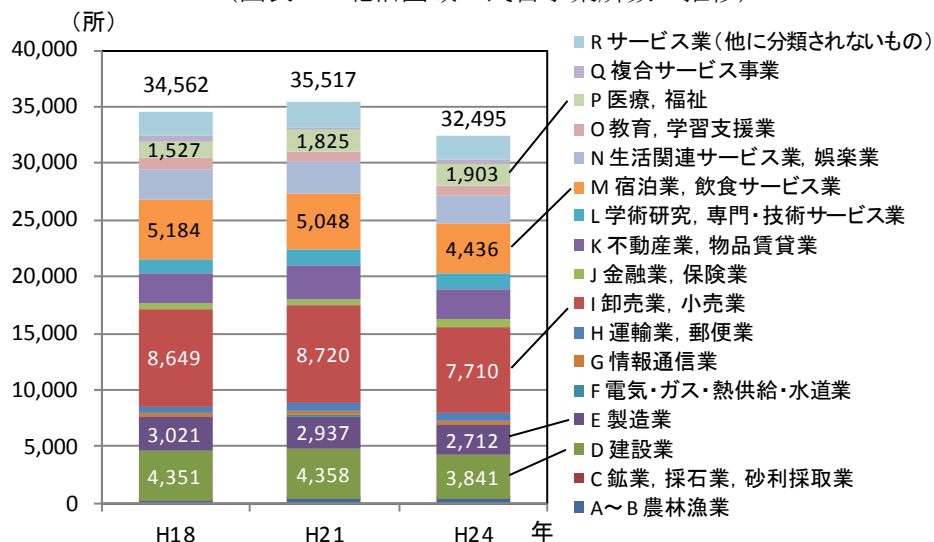
4-1-1 北信圏域の産業の特徴

北信圏域は長野県の北部に位置し、千曲川と犀川が合流する善光寺平から新潟県へ千曲川が流下していく一帯の地域であり、県都である長野市を含む。

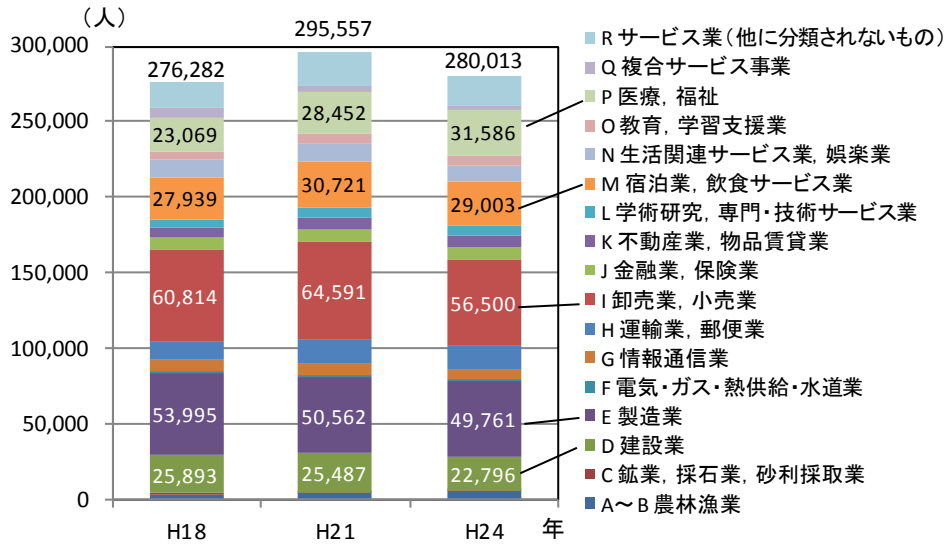
産業面では、卸・小売業の事業所数・従業者数が最も多い。製造業については、味噌、漬物、農産物加工など食料品製造業の事業所が最も多く、次いで半導体製造装置や建設機械などの生産用機械製造業や、その部品を加工する金属製品製造業の事業所が多い。また、印刷・同関連業が多いのも特徴である。

近年の動向としては、高齢化等を背景に医療・福祉関係で事業所数・従業者数の伸びが目立つ一方、個人消費の低迷やリーマンショック、長期化した円高などを背景に卸・小売業や製造業の事業所数・従業者数が減少傾向にある。

(図表 4 北信圏域の民営事業所数の推移)



(図表 5 北信圏域の民営事業所従業者数の推移)



(出典：H18年事業所・企業統計、H21年経済センサス-基礎調査、H24年経済センサス-活動調査(総務省))

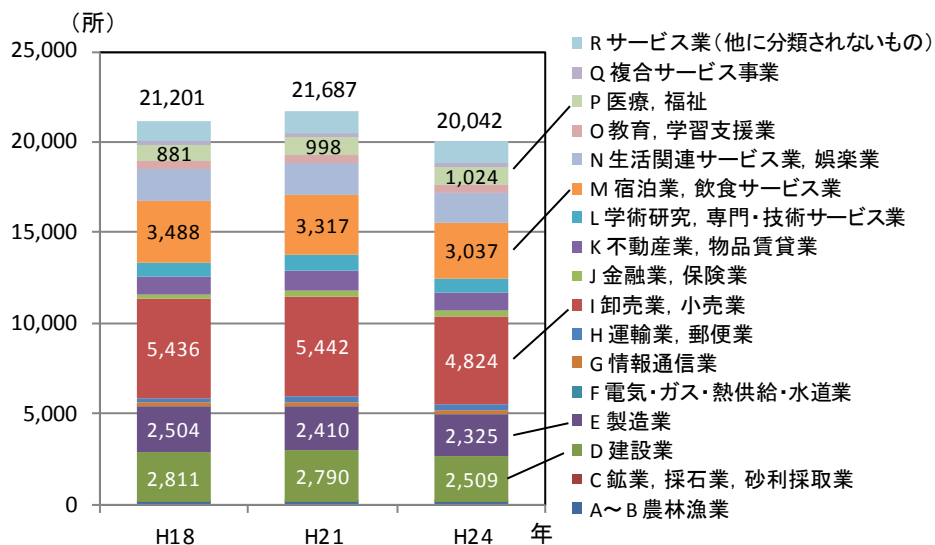
4-1-2 東信圏域の産業の特徴

東信圏域は長野県の東部に位置し、甲武信ヶ岳を源とする千曲川が地域の中央部を南北に貫流している一帯の地域である。

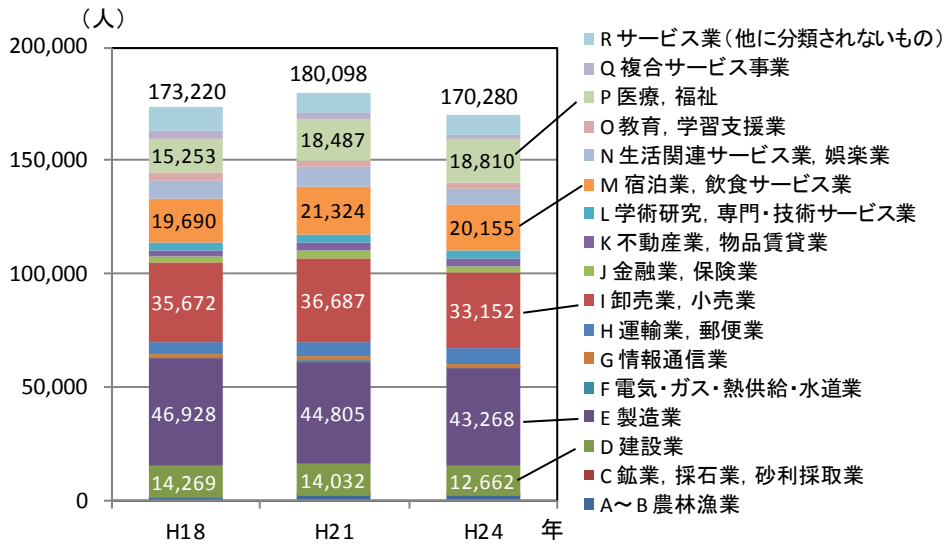
産業面では、卸・小売業の事業所数が最も多いが、従業者数では製造業が最も多く、特に自動車部品など輸送用機械器具製造業や、センサやフィルタなど電子部品・デバイス製造業、モーターや電気計測器など電気機械器具製造業、射出成形機やプラスチックボトル成形機など生産用機械器具製造業の従業者数が多い。

近年の動向としては、他圏域と同様に医療・福祉関係で事業所数・従業者数の伸びが目立つ一方、卸・小売業や製造業の事業所数・従業者数が減少傾向にある。また、1年を通して降雨量が少なく日照時間が長い為、太陽光発電の立地が多い。

(図表 6 東信圏域の民営事業所数の推移)



(図表 7 東信圏域の民営事業所従業者数の推移)



(出典：H18年事業所・企業統計、H21年経済センサス-基礎調査、H24年経済センサス-活動調査 (総務省))

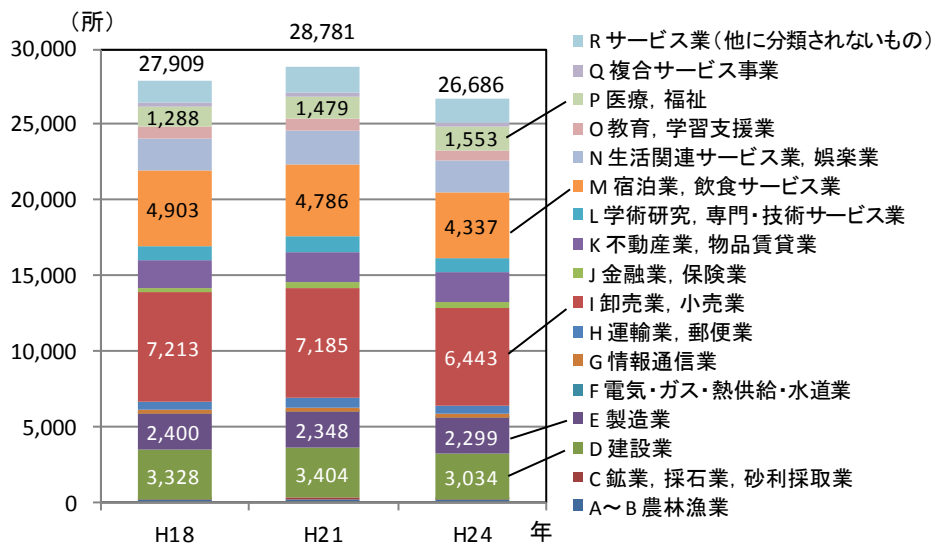
4-1-3 中信圏域の産業の特徴

中信圏域は長野県の西部に位置し、北アルプス、安曇野、木曾路など観光資源に恵まれており、松本市を結節点に、北へは国道147号・148号とJR大糸線が縦断し、南へは国道19号とJR中央本線が縦断している一帯の地域である。

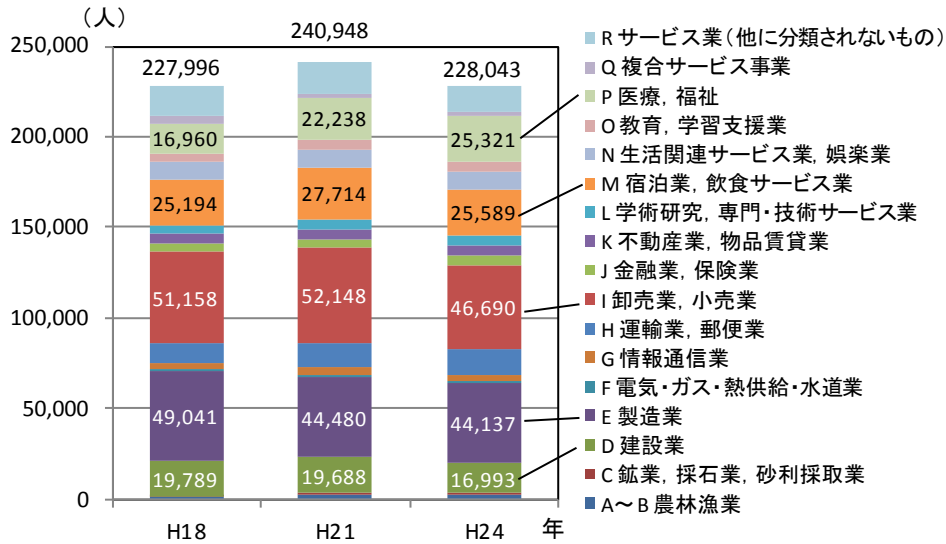
産業面では、卸・小売業の事業所数・従業者数が最も多い。製造業については、特に松本市や安曇野市を中心に惣菜や農産物加工など食料品製造業の事業所数が最も多いほか、清涼飲料やワインなどの飲料製造業は4圏域で最も多く立地している。製造業の従業者数では、パソコンやプリンターなど情報通信機械器具製造業や、半導体やノイズフィルタなど電子部品・デバイス製造業の従業者数が多い。また、家具や漆器など木製品製造業が多いのも特徴である。

近年の動向としては、他圏域と同様に医療・福祉関係の事業所数・従業者数の伸びが目立つ一方で、製造業や卸・小売業の事業所数・従業者数が減少傾向にある。

(図表 8 中信圏域の民営事業所数の推移)



(図表 9 中信圏域の民営事業所従業者数の推移)



(出典：H18年事業所・企業統計、H21年経済センサス-基礎調査、H24年経済センサス-活動調査 (総務省))

4-1-4 南信圏域の産業の特徴

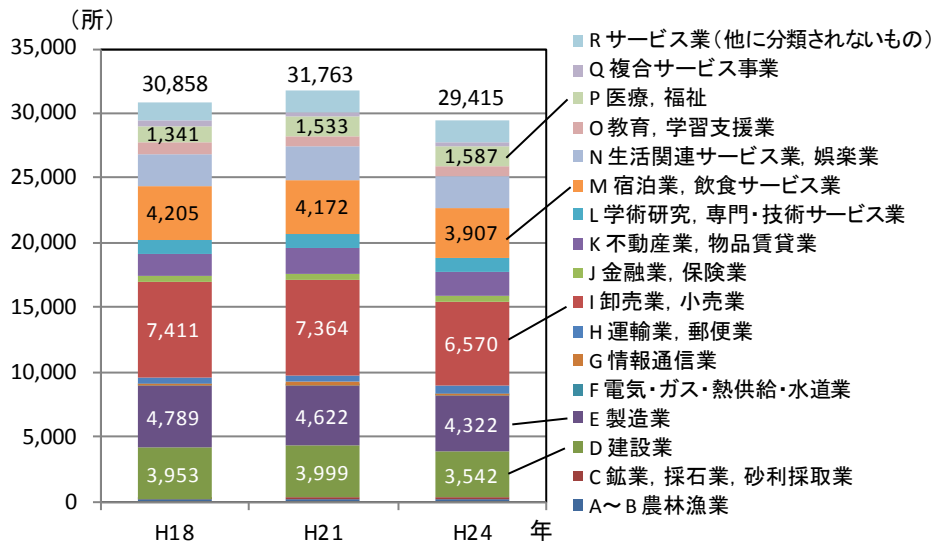
南信圏域は長野県の南部に位置し、諏訪湖周辺から伊那谷までの天竜川一帯の地域である。

産業面では、事業所数では卸・小売業が最も多いものの、従業者数では製造業が全業種の約3割を占め最も多く、4圏域を比較すると、当圏域は事業所数・従業者数とも製造業が最も多く集積している地域である。製造業の事業所数では、工作機械やFA関連機械など生産用機械器具製造業や、機械部品加工など金属製品製造業が多い。

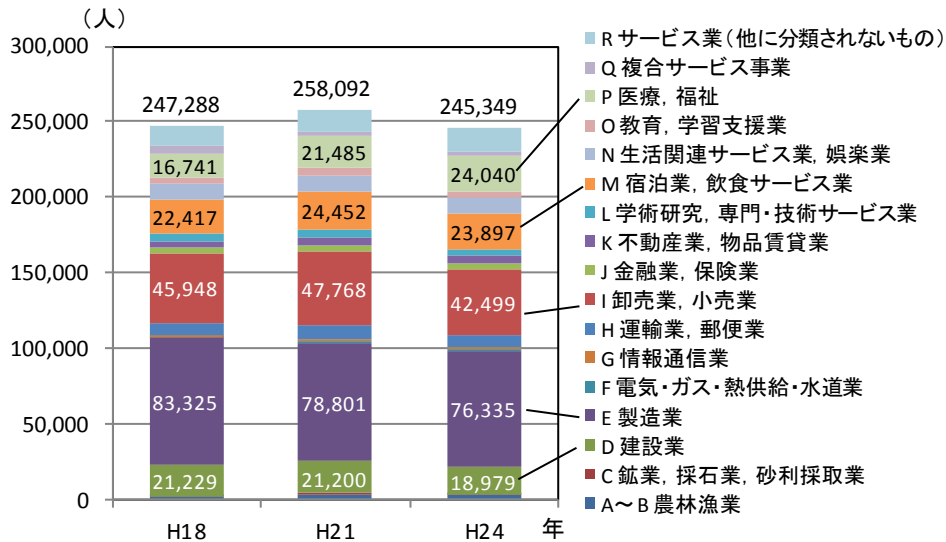
また、当圏域のうち飯田市・下伊那郡地域は、国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」の指定を受け、航空宇宙産業の拡大に向け取り組んでいる。

近年の動向としては、他圏域と同様に医療・福祉関係の事業所数・従業者数の伸びが目立つ一方で、製造業や卸・小売業の事業所数・従業者数が減少傾向にある。特に、この圏域は県内でも製造業が多数立地しているため、平成18年から平成24年にかけての製造業の従業者数の減少幅は約7千人と4圏域の中で最も多い。

(図表 10 南信圏域の民営事業所数の推移)



(図表 11 南信圏域の民営事業所従業者数の推移)



(出典：H18年事業所・企業統計、H21年経済センサス-基礎調査、H24年経済センサス-活動調査(総務省))

4-2 インフラ整備状況

交通面では、高速道路、鉄道、新幹線などの基幹となる交通網が存在し、首都圏、中京圏はもとより北陸圏へのアクセスも良い。近年の主な交通網の整備としては、道路網では中部横断自動車道や三遠南信自動車道、中部縦貫自動車道などの整備が進められており、鉄道網では平成27年3月に北陸新幹線の長野-金沢間が開業したほか、令和9年にはリニア中央新幹線の東京-名古屋間が開業し、県内にも駅が設置される予定である。

支援機関面では、県内ものづくり産業への中核的技術支援機関である長野県工業技術総合センターをはじめ、中小企業のマーケティング力の強化や経営革新・経営基盤強化・創業を支援するワンストップサービス機関である(公財)長野県中小企業振興センター、産学官連携による新技術・新製品の研究開発・事業化のサポート機関である(公財)長野県テクノ財団のほか、大学の産学官連携支援部門、国あるいは地域の産業支援機関などが立地しており、企業の経営相談、研究開発、販路開拓及び人材育成等を支援している。

以下に、各圏域別の状況を示す。

4-2-1 北信圏域

(交通)

道路網では、上信越自動車道と長野自動車道により首都圏・中京圏・上越圏と結ばれており、上信越自動車道信濃町IC以北の4車線化が進められている。

鉄道網では、北陸新幹線で東京と結ばれていたところ、平成27年3月には長野-金沢間が開通し、長野-金沢間の所要時間は従来の約210分から開通後は約70分へとアクセスが大幅に向上したとともに、地域内の飯山市には新駅が設置され、飯山-東京間の所要時間も従来の約140分から新駅設置後は約120分へとアクセスが向上した。また、JR篠ノ井線・中央本線により中京圏とも結ばれている。

(支援機関等)

当圏域には、長野県工業技術総合センターの材料技術部門及び食品技術部門や、(公財)長野県中小企業振興センター、(公財)長野県テクノ財団の本部及び善光寺バレー地域センター、信州大学と企業との共同研究や技術相談、人材育成を推進する拠点である信州大学地域共同研究センター、海外情報の提供、海外企業との交流促進、海外展開における便宜供与等の企

業支援を行う（独）日本貿易振興機構（ジェトロ）長野貿易情報センター、特許など知的財産権に関する相談や権利取得支援などを行う（一社）長野県発明協会などが立地しており、企業の経営相談、研究開発、販路開拓及び人材育成等を支援している。

4-2-2 東信圏域

（交通）

道路網では、上信越自動車道により首都圏・上越圏と結ばれているほか、上信越自動車道の佐久小諸ジャンクションから中央自動車道の長坂ジャンクション（仮称）とを結ぶ中部横断自動車道の一部が供用開始され整備が進められており、中京方面とのアクセスの向上が期待される。

鉄道網では、北陸新幹線で東京と結ばれるとともに、平成27年3月には長野ー金沢間が開通し、前述のとおり北陸地域へのアクセスが大幅に向上した。また、小諸駅から南にJR小海線が走り、山梨県内のJR中央線と結ばれている。

（支援機関等）

当圏域には、（公財）長野県テクノ財団の浅間テクノポリス地域センター、技術・研究開発の支援及び研究成果の利用、普及の促進並びに産業人材の確保及び育成によって新産業の創出や技術の高度化等を推進する機関である（一財）浅間リサーチエクステンションセンター、信州大学や長野工業高等専門学校の研究成果を産業界に技術移転する機関である（株）信州TLO、信州大学内で独創的な技術シーズを開発・研究すると共に高度な専門職業能力と起業家精神に富む創造的な人材の育成を行う信州大学サテライト・ベンチャービジネス・ラボラトリー（SVBL）などが立地しており、企業の経営相談、研究開発、販路開拓及び人材育成等を支援している。

4-2-3 中信圏域

（交通）

当圏域には県内で唯一の空港（信州まつもと空港）があり、現在、定期航空便として福岡便と札幌便が就航している。

道路網では、中央自動車道により首都圏・中京圏と結ばれているほか、松本市から岐阜県高山市を経て福井県福井市に至る高規格幹線道路である中部縦貫自動車道の一部が供用開始され整備が進められている。さらに、当圏域から新潟県糸魚川市に至る地域高規格道路「松本糸魚川連絡道路」が検討されており、将来的に北陸地域とのアクセスの向上が期待される。

鉄道網では、JR篠ノ井線・中央本線・大糸線により首都圏・中京圏と結ばれている。またJR篠ノ井線で長野に接続し、そこから北陸新幹線により東京や金沢への接続が可能である。さらに、東京ー名古屋ー大阪間を約1時間で結ぶリニア中央新幹線が令和9年に東京ー名古屋間の開業を目指しており、開業後は長野県駅、岐阜県駅及び山梨県駅を利用することにより、首都圏・中京圏とのアクセスの大幅な向上が期待される。

（支援機関等）

当圏域には、長野県工業技術総合センターの環境・情報技術部門、（公財）長野県テクノ財団のアルプスハイランド地域センター及びメディカル産業支援センター、信州大学地域共同研究センター松本広域支援室、医療機器等の医学的実証・安全性評価機器等を整備した信州メディカルシーズ育成拠点、信州大学医学部・附属病院に隣接して医工連携研究棟を整備した信州地域技術メディカル展開センターなどが立地しており、企業の経営相談、研究開発、販路開拓及び人材育成等を支援している。

4-2-4 南信圏域

(交通)

道路網では、中央自動車道により首都圏・中京圏と結ばれている。また、中央自動車道から分岐して、静岡県浜松市と愛知県を經由し新東名高速道路へ接続する高規格幹線道路「三遠南信自動車道」の一部が供用開始され整備が進められており、中京・東海地域へのアクセスの大幅な向上が期待される。

鉄道網では、JR飯田線が南北に走り、南は中京圏と結び、北では辰野駅で中央本線と接続し首都圏と結ばれている。また、東京-名古屋-大阪間を約1時間で結ぶリニア中央新幹線が令和9年に東京-名古屋間の開業を目指しており、長野県駅が当地域内（飯田市上郷飯沼）に設置される予定であり、飯田-東京間が現行の約270分（高速バス利用の場合）から開業後は約50分に、飯田-名古屋間は現行の約120分（高速バス利用の場合）から開業後は約30分へと、首都圏・中京圏とのアクセスの大幅な向上が期待される（長野県企画振興部交通政策課試算）。

(支援機関等)

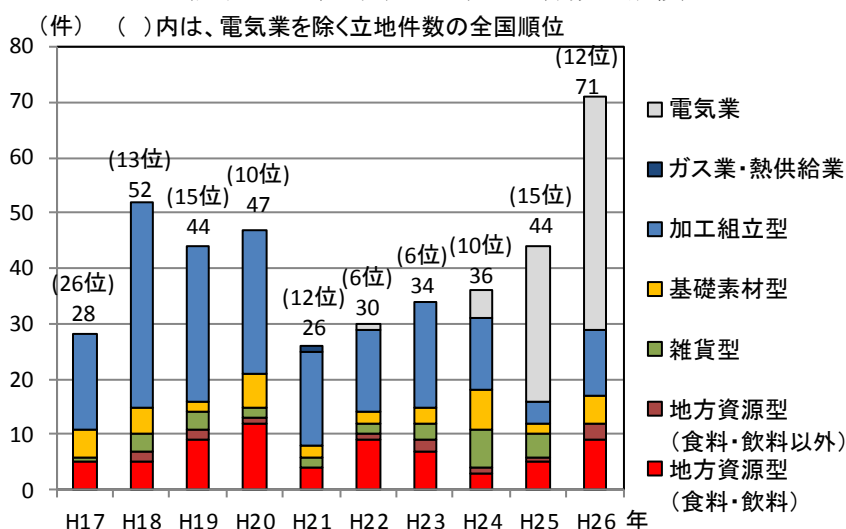
当地域には、長野県工業技術総合センターの精密・電子技術部門、(公財)長野県中小企業振興センターの諏訪支所や、(公財)長野県テクノ財団の諏訪テクノレイクサイド地域センター及び伊那テクノバレー地域センター、(独)日本貿易振興機構(ジェトロ)長野貿易情報センターの諏訪支所、諏訪地域における"ものづくり支援"の広域的・横断的拠点組織であるNPO法人諏訪圏ものづくり推進機構、飯田・下伊那地域における広域的な産業支援機関である(公財)南信州・飯田産業センターなどが立地しており、企業の経営相談、研究開発、販路開拓及び人材育成等を支援している。

4-3 近年の企業立地動向と今後の見通し

県内では、平成18年から20年にかけて年間40~50件程度の工場立地があったが、平成19年頃から急激に進行した円高や平成20年9月のリーマンショックの影響により、国内製造業の海外設備投資や海外生産が急拡大した結果、県内の工場立地件数は大幅に減少した。

一方、平成24年7月から開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)」を背景に、同年以降、電気業(太陽光発電)の立地が急増している。しかし、電気業(太陽光発電)は工場立地に比べ雇用創出効果が乏しいため、電気業以外の誘致強化が必要となっている。

(図表12 長野県の工場立地件数の推移)



出典:「工場立地動向調査」(経済産業省)

圏域別では、北信圏域は冬場の積雪が多いことなどから電気業の立地が少ないが、日照時間が長い東信圏域や中信圏域は立地件数の多くを電気業が占めている。なお、南信圏域は県内で最も製造業が集積していることから、近年でも比較的工場立地件数が多い。

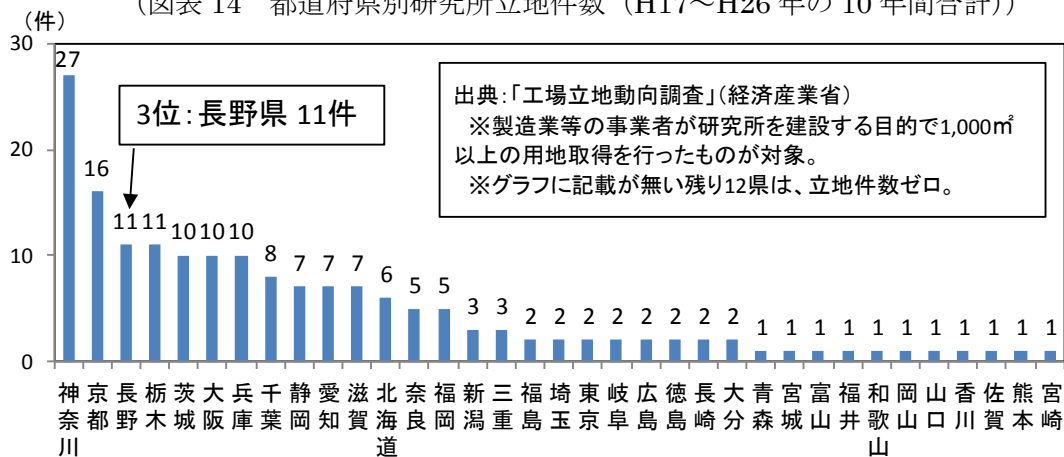
(図表 13 圏域別の企業立地件数)

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
工場立地件数	30 (29)	34 (34)	36 (31)	44 (16)	71 (29)
うち北信圏域	2 (2)	5 (5)	7 (7)	8 (6)	11 (11)
うち東信圏域	7 (7)	9 (9)	6 (5)	11 (1)	22 (4)
うち中信圏域	3 (3)	8 (8)	3 (3)	7 (2)	13 (4)
うち南信圏域	18 (17)	12 (12)	20 (16)	18 (7)	25 (10)
研究所立地件数	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
うち北信圏域	0	0	0	1 (1)	1 (1)
うち東信圏域	0	0	1 (1)	0	0
うち中信圏域	0	0	0	0	0
うち南信圏域	0	1 (1)	0	0	0
合計	30 (29)	35 (35)	37 (32)	45 (17)	72 (30)

(注) () 書きは、電気業を除いた件数 出典：工場立地動向調査（経済産業省）

一方、県内では、ほぼ毎年研究所が立地しており、過去 10 年間（平成 17 年から平成 26 年）における研究所の立地件数は 11 件で、全国では神奈川、京都に次いで第 3 位となっている。県としても、企業誘致にあたっては、研究所や研究開発型企业、次世代産業分野（環境・エネルギー、健康・医療、次世代交通）の企業に重点を置いているところであり、今後も研究所等の誘致に注力していく。

(図表 14 都道府県別研究所立地件数 (H17~H26 年の 10 年間合計))



4-4 地域再生計画の目標

長野県では、企業の立地環境を整備することにより、企業の地方拠点の形成・強化を支援し、地域における就労機会の創出等を図ることを目標とする。

目標 1 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を伴う企業の本社機能の移転・拡充

地域再生法の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定のうち、東京 23 区にある企業の本社機能の移転を伴う特定業務施設整備計画（移転型）の認定件数を 4 件、域内企業の本社機能の拡充又は東京 23 区以外の地域にある企業の本社機能の移転を伴う特定業務施設整備計画（拡充型）の認定件数を 9 件とする。

なお、現時点で地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例及び特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例の対象は、令和 3 年度までに認定した事業となる見込みであるため、認定件数の目標値は令和 3 年度までの件数とする。

目標 2 県独自の本社等移転促進助成金等の認定を伴う企業の本社機能の移転

地域再生法の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件に該当しない小規模な本社機能の県外からの移転に対する県独自の本社等移転促進助成金の認定件数を 12 件とする。

また、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件に該当しない小規模な研究所の県外からの移転立地では、本社等移転促進助成金と、研究所等の立地に対する県独自の支援制度である信州ものづくり産業応援助成金の両方の認定要件を満たす場合があり、この場合であっても企業はどちらか一方の制度に限り利用可能としている。このため、当該両方の助成金の認定要件を満たし、かつ、信州ものづくり産業応援助成金の認定を受ける場合に限り、当該認定件数も本目標件数に含めることとする。

なお、信州ものづくり産業応援助成金は現時点では令和 2 年度までに認定を受け、かつ同年度までに、取得する建物の建設工事等に着手した事業が対象であるが、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例及び特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例は、令和 3 年度までに認定した事業となる見込みのことから、認定件数の目標値は令和 3 年度までの件数とする。

目標 3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を伴う企業の本社機能の移転・拡充による雇用創出

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を伴う企業の本社機能の移転・拡充により、100 人の雇用機会の創出を図る。

目標 4 本社等移転促進助成金等の認定を伴う企業の本社機能の移転による雇用創出

本社等移転促進助成金の認定又は信州ものづくり産業応援助成金の認定（本社等移転助成金と信州ものづくり産業応援助成金の両方の認定要件を満たし、かつ、信州ものづくり産業応援助成金の認定を受ける場合に限る）を伴う企業の本社機能の移転により、37 人の雇用機会の創出を図る。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

工場立地動向調査（経済産業省）によると、本県は過去10年間における研究所の立地件数が全国第3位と多く、最近では、情報通信機械器具メーカーの開発・生産拠点が東京都三鷹市から北信圏域の長野市へ移転し、東京から数百名の従業員が異動してきている。また、南信圏域では、現在、LEDメーカーの日亜化学工業㈱が、岡谷市に立地している研究開発拠点を同圏域内の下諏訪町へ移転・拡充する計画を進めている。

さらに、同調査の対象外となる既存敷地における研究所の立地も含めると、最近では、食品メーカーや電気計測器メーカー、半導体メーカー、医薬品メーカーが県内で研究開発拠点を新規立地又は拡充しており、本社機能の中でも特に研究開発拠点の新規立地や拡充が期待される場所である。

これらの地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を促進するための取組として、地域再生法の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件に該当しない小規模な本社機能の県外からの移転に対する県独自の本社等移転促進助成金の創設、研究所等の企業立地に伴う初期投資の負担を軽減する信州ものづくり産業応援助成金の拡充、本社機能の立地に対する地方税の不均一課税制度の創設、専門企業からの企業情報の取得による戦略的な企業訪問の実施、県の魅力や優位性を効果的にPRするためのDVDの作成を行う。

また、市町村においても、ワンストップ相談窓口の設置、オフィス等の初期投資や新規雇用、転入者の住宅取得等を支援するための助成及び税制優遇、就職説明会の開催など求職者と求人企業のマッチングを促進するための事業、産業団地やサテライトオフィスなどインフラの整備、域内への移住を促進するための情報発信等を行う。

これら県と市町村が一体となった取組により、企業の本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充に伴う新規立地等を推し進めるとともに就労機会の創出を図る。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の名称及び番号

地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省）【A3005】

(2) 地方活力向上地域

①法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、御代田町、立科町、青木村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、木祖村、大桑村、木曾町、麻績村、池田町、松川村、坂城町、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、小川村、飯綱町、栄村の一部区域（別紙1のとおり）

②法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域

(北信圏域)

長野市、須坂市、中野市、飯山市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、木島平村、信濃町、飯綱町の一部区域（別紙2のとおり）

(東信圏域)

上田市、小諸市、佐久市、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、御代田町、青木村の一部区域（別紙3のとおり）

(中信圏域)

松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、大桑村、木曾町、麻績村、池田町、松川村の一部区域（別紙4のとおり）

(南信圏域)

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、売木村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村の一部区域（別紙5のとおり）

(3) 地方活力向上地域の設定について

①法第十七条の二第一項第一号に掲げる事業の対象となる地方活力向上地域

設定した地方活力向上地域は、製造業や卸・小売業の事業所数・従業者数が減少傾向にあることなどから、企業の本社機能の移転等により、地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域である。

また、企業の本社機能の移転又は拡充の円滑な実施を図るため、県では、産業用地や工場跡地、産業インフラの整備状況、立地支援制度など企業立地に係る総合的な情報提供を行う「長野県産業立地ガイド」の冊子とHPを作成し誘致活動を展開している。さらに、県及び市町村では、独自の助成措置の創設やワンストップ窓口の設置、人材確保のための就職相談会等を実施する。これらにより、事業環境の整備が一体的に行われる地域である。

なお、長野県は北陸新幹線及びJR中央本線により東京と結ばれているほか、道路網でも上信越自動車道及び中央自動車道により首都圏と結ばれ、さらに、令和9年にはリニア中央新幹線の東京―名古屋間が開通し、長野県駅と東京（品川駅）が45分程度で結ばれる予定であり、東京とのアクセスが良いことから、この面でも本社機能の移転が期待される。

②法第十七条の二第一項第二号に掲げる事業の対象となる地域

（北信圏域）

長野市を中心に約65万人規模の経済圏を形成している地域であり、昼夜間人口比率は99.9（平成22年国勢調査による。全県平均は99.9）、人口千人当たり事業所数は50.1（平成24年経済センサス-活動調査、平成22年国勢調査による。全県平均は50.5）である。

本地域は県歌「信濃の国」で区分される4地域の一つ（善光寺）に当たり、気候は概ね日本海側に属し、北国街道沿いであった歴史的経緯から日本海方面との繋がりが深いなど気候や風土、歴史などの面で共通性があり、交通面でも上信越自動車道や国道18号、19号、北陸新幹線やJR篠ノ井線、飯山線及び長野電鉄で結ばれ圏域内での通勤・通学者も多いなど、自然的経済的社会的に一体性を有するものである。

また、当地域には、東証1部上場企業では北野建設(株)、ホクト(株)、新光電気工業(株)、(株)電算、(株)八十二銀行、(株)鈴木、日精樹脂工業(株)及び(株)竹内製作所、東証2部上場企業では長野日本無線(株)、(株)土木管理総合試験所及びアピックヤマダ(株)、名証2部上場企業では(株)マルイチ産商、JASDAQ上場企業では(株)守谷商会、(株)前田製作所、(株)ながの東急百貨店、(株)マツヤ、(株)タカチホ、(株)高見澤及びエムケー精工(株)の本社が立地しているなど産業集積が形成されているほか、当地域は、企業立地促進法第5条に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する同意基本計画（長野地域及び北信州地域）の対象地域でもある。

加えて、当地域には、信州大学（工学部、教育学部）、清泉女学院大学、長野工業高等専門学校、長野県短期大学、長野女子短期大学及び清泉女学院短期大学などの高等教育機関があるほか、長野技術専門学校などの職業訓練機関、さらには長野県の総合的な技術支援機関である長野県工業技術総合センター（材料技術部門、食品技術部門）があるなど、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施を促進するために必要となる人材の供給や製造業の研究開発等を推進する事業環境が整っている。

これらのことから、本社機能の移転をはじめ域内企業の本社機能の拡充等が見込まれる地域である。

(東信圏域)

上田市・佐久市を中心に約 42 万人規模の経済圏を形成している地域であり、昼夜間人口比率は 99.8 (平成 22 年国勢調査による。全県平均は 99.9)、人口千人当たり事業所数は 48.2 (平成 24 年経済センサス-活動調査、平成 22 年国勢調査による。全県平均は 50.5) である。

本地域は県歌「信濃の国」で区分される 4 地域の一つ (佐久) に当たり、気候は概ね内陸性で年間降水量が少なく、中山道と北国街道の合流点であった歴史的経緯から関東方面との繋がりが深いなど気候や風土、歴史などの面で共通性があり、交通面でも上信越自動車道や中部横断自動車道、国道 18 号、141 号、北陸新幹線や J R 小海線、しなの鉄道及び上田電鉄で結ばれ圏域内での通勤・通学者も多いなど、自然的経済的社会的に一体性を有するものである。

また、当地域には、東証 1 部上場企業である双信電機(株)、日精エー・エス・ビー機械(株)、ミネベア(株)、日置電機(株)、日信工業(株)、(株)ミマキエンジニアリング及び(株)シーティーエスの本社が立地しているほか、同じく東証 1 部上場企業である長野計器(株)や山洋電機(株)の研究所が立地しているなど産業集積が形成されている。また、当地域は、企業立地促進法第 5 条に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する同意基本計画 (上田広域及び佐久地域) の対象地域でもある。

加えて、当地域には、信州大学 (繊維学部)、長野大学、佐久大学、上田女子短期大学及び信州短期大学などの高等教育機関があるほか、長野県工科短期大学校及び佐久技術専門学校などの職業訓練機関があるなど、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施を促進するために必要となる人材の供給や製造業の研究開発等を推進する事業環境が整っている。

これらのことから、本社機能の移転をはじめ域内企業の本社機能の拡充等が見込まれる地域である。

(中信圏域)

松本市を中心に約 52 万人規模の経済圏を形成している地域であり、昼夜間人口比率は 100.2 (平成 22 年国勢調査による。全県平均は 99.9)、人口千人当たり事業所数は 50.9 (平成 24 年経済センサス-活動調査、平成 22 年国勢調査による。全県平均は 50.5) である。

本地域は県歌「信濃の国」で区分される 4 地域の一つ (松本) に当たり、気候は概ね内陸性に属し、中山道、甲州街道、千国街道、三州街道の沿線であった歴史的経緯から関東、北陸、中京方面との繋がりが深いなど気候や風土、歴史などの面で共通性があり、交通面でも中央自動車道や国道 19 号、147 号、148 号、J R 中央本線や篠ノ井線、大糸線及び松本電鉄で結ばれ圏域内での通勤・通学者も多いなど、自然的経済的社会的に一体性を有するものである。

また、当地域には、東証 1 部上場企業であるキッセイ薬品工業(株)及び(株)長野銀行、東証 2 部上場企業である(株)サンコー、東証マザーズ上場企業である(株)エラン、JASDAQ 上場企業であるサンリン(株)の本社が立地しているほか、同じく東証 1 部上場企業である富士電機(株)やパナソニック(株)、東証 2 部上場企業である本多通信工業(株)及び黒田精工(株)、JASDAQ 上場企業である(株)ハーモニック・ドライブ・システムズの研究所や研究開発拠点が立地しているなど産業集積が形成されている。また、当地域は、企業立地促進法第 5 条に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する同意基本計画 (北アルプス広域、安曇野・筑北地域、松本市地域、塩尻市・筑南地域及び木曾地域) の対象地域でもある。

加えて、当地域には、信州大学（人文学部、理学部、医学部、経済学部）、松本大学、松本歯科大学、松本大学松商短期大学部及び松本短期大学などの高等教育機関があるほか、松本技術専門校及び上松技術専門校などの職業訓練機関があるなど、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施を促進するために必要となる人材の供給や製造業の研究開発等を推進する事業環境が整っている。

これらのことから、本社機能の移転をはじめ域内企業の本社機能の拡充等が見込まれる地域である。

（南信圏域）

諏訪湖から天竜川沿いに約 56 万人規模の経済圏を形成している地域であり、昼夜間人口比率は 99.6（平成 22 年国勢調査による。全県平均は 99.9）、人口千人当たり事業所数は 52.1（平成 24 年経済センサス-活動調査、平成 22 年国勢調査による。全県平均は 50.5）である。

本地域は県歌「信濃の国」で区分される 4 地域の一つ（伊那）に当たり、気候は概ね内陸性であるものの太平洋側の特徴も併せ持ち、中山道、甲州街道、三州街道の沿線であった歴史的経緯から関東、中京・東海方面との繋がりが深いなど気候や風土、歴史などの面で共通性があり、交通面でも中央自動車道や国道 20 号、153 号、J R 中央本線や飯田線で結ばれ圏域内での通勤・通学者も多いなど、自然的経済的社会的に一体性を有するものである。

また、当地域には、東証 1 部上場企業であるセイコーエプソン(株)、K O A(株)、(株)ヤマウラ及びタカノ(株)、東証 2 部上場企業である(株)キョウデン、旭松食品(株)及び綿半ホールディングスの本社が立地しているほか、同じく東証 1 部上場企業である T P R(株)、岡谷電機産業(株)、新日本空調(株)、(株)キッツ、養命酒製造(株)、日本電産(株)、オリンパス(株)及び横河電機(株)の研究所や研究開発拠点が立地しているなど産業集積が形成されている。また、当地域は、企業立地促進法第 5 条に基づく産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する同意基本計画（諏訪地域、上伊那テクノバレー地域及び南信州地域）の対象地域でもある。さらに、当圏域のうち飯田市・下伊那郡地域の 5 市町村（飯田市並びに下伊那郡松川町、高森町、喬木村及び豊丘村）は、国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されている。

加えて、当地域には、信州大学（農学部）、諏訪東京理科大学、長野県看護大学、信州豊南短期大学及び飯田女子短期大学などの高等教育機関があるほか、岡谷技術専門校、長野県南信工科短期大学校（平成 28 年 4 月開校）及び飯田技術専門校などの職業訓練機関があるなど、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施を促進するために必要となる人材の供給や製造業の研究開発等を推進する事業環境が整っている。

これらのことから、本社機能の移転をはじめ域内企業の本社機能の拡充等が見込まれる地域である。

(4) 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容等

イ 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業

①事業概要（移転型事業）：

民間企業等により実施される東京 23 区から本社機能の移転を伴う特定業務施設の整備。

実施期間：平成 27 年 11 月～令和 4 年 3 月

実施場所：上記（2）①に記載する移転型事業の対象地域内

②事業概要（拡充型事業）：

民間企業等により実施される拡充型事業の対象地域内における特定業務施設の整備。

実施期間：平成 27 年 11 月～令和 4 年 3 月

実施場所：上記（2）②に記載する拡充型事業の対象地域内

ロ 不動産取得税、法人事業税の課税免除・不均一課税制度の創設

事業概要：

企業の本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充に伴う不動産取得税、法人事業税について、課税免除・不均一課税制度を創設する。

実施主体：長野県

実施期間：平成 27 年度～令和元年度

ハ 固定資産税の不均一課税制度の創設

事業概要：

企業の本社機能の移転及び域内企業の本社機能の拡充に伴う固定資産税について、不均一課税制度を創設する。

実施主体：【北信圏域】長野県、飯山市、千曲市、飯綱町、山ノ内町、野沢温泉村

【東信圏域】長野県、小諸市、佐久市、東御市

【中信圏域】長野県、松本市、大町市、塩尻市、安曇野市、松川村

【南信圏域】長野県、飯田市、伊那市、駒ヶ根市、富士見町、原村、箕輪町、南箕輪村、阿南町、平谷村、根羽村

実施期間：平成 27 年度～令和元年度

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 支援措置によらない独自の取組

イ 長野県における取組

① 本社等移転促進助成金

事業概要：

企業の本社機能の誘致を強化するため、地域再生法の地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件に該当しない小規模な本社機能の県外からの移転に対する県独自の助成金の創設を行う。

事業の認定要件：県外から本社機能を県内へ移転する事業者であり、移転する本社機能の従業員が 5 人以上 9 人以下（中小企業者 2 人以上 4 人以下）であること。

実施主体：長野県

事業期間：平成 27 年度～令和 3 年度

(なお、事業認定は、地域再生法の地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例及び特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例の対象となる認定期間に合わせ、令和元年度までとする。)

② 信州ものづくり産業応援助成金の拡充

事業概要：

企業の本社機能の中でも特に研究所の誘致を強化するため、工場や研究所の立地に対する県独自の支援制度である「信州ものづくり産業応援助成金」について、リースによる設備導入を助成対象に加える（従来は企業が所得した設備のみ対象）。

実施主体：長野県

事業期間：平成 27 年度～令和 2 年度

③ 長野県制度資金・信州創生推進資金（企業立地向け）の拡充

事業概要：

企業の本社機能の誘致を強化するため、「県外から県内へ本社機能の移転を行おうとする者」を貸付対象者に加える。

実施主体：長野県

事業期間：平成 27 年度～

④ 戦略的企業誘致強化事業

事業概要：

企業の本社機能等の誘致を強化するため、専門企業からの企業情報の取得、県の魅力や優位性を効果的に PR するための DVD の作成を行い、それらを活用した誘致活動を展開する。

実施主体：長野県

事業期間：平成 27 年度～

ロ 市町村における取組

<相談窓口>

① ワンストップ相談窓口の設置（機能の強化）

事業概要：

市町村商工担当部署にワンストップ相談窓口を設置し、適地の紹介や助成金のみならず、許認可手続き等にも対応できる体制を構築するなど、ワンストップ相談窓口機能の強化を行う。

実施主体：

長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、小諸市、大町市、飯山市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、御代田町、立科町、青木村、下諏訪町、富士見町、原村、箕輪町、飯島町、南箕輪村、高森町、阿南町、平谷村、根羽村、泰阜村、木曾町、麻績村、高山村、山ノ内町、野沢温泉村、小川村、飯綱町、栄村

事業期間：平成 27 年度～

<設備投資に対する助成>

① 松本市工業振興条例に基づく補助金制度

事業概要：

工場等を新設、移設又は増設する企業に対し、用地取得費の一部、投下固定資産に対する固定資産税相当額（3年間）、新規雇用経費の一部を助成する。

実施主体：松本市

事業期間：平成 27 年度～

② 商工業振興補助金制度、企業立地支援補助金の拡充

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う設備投資（土地建物の取得）に対して助成する。また、賃借により市内に転入した場合、家賃相当額を助成する。

実施主体：岡谷市

事業期間：平成 27 年度～

③ 飯田市企業立地（振興）促進事業補助金制度の拡充

事業概要：

市内に工場等を新設、増設する場合に、その事業費に対して補助を行う本補助制度について、研究開発分野における対象地域を拡大し補助要件を緩和する。

実施主体：飯田市

事業期間：平成 27 年 10 月～

④ 工場等立地促進助成、生産設備投資促進事業補助金

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う生産設備投資に対して助成する。また、固定資産税相当額を 3 年間にわたり全額又は一部を補助する。

実施主体：諏訪市

事業期間：平成 27 年度～

⑤ 工場等設置事業（助成金）

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴い、新たに取得する用地、償却資産に対して助成要件に応じ助成する。

実施主体：小諸市

事業期間：平成 27 年度～

⑥ 魅力ある産業創業支援事業補助金

事業概要：

市内において雇用を伴う創業をした企業に設備費用の一部を補助する。

実施主体：伊那市

事業期間：平成 27 年 4 月～令和 2 年 3 月

⑦ 工場立地推進事業助成金

事業概要：

市内に工場を新設、移設又は増設するための用地取得に要した経費の一部、工場の新設、移設又は増設に係る固定資産税相当額の一部について助成する。

実施主体：中野市

事業期間：平成 27 年度～

⑧ 大町市工場等誘致振興条例に基づく助成

事業概要：

市内に工場等を新設、移設又は増設する者に対して、雇用規模に応じて助成する。

実施主体：大町市

事業期間：平成 27 年度～

⑨ 設備投資補助金の拡充

事業概要：

既存の企業立地優遇制度のうち、企業の本社機能等の移転及び拡充については、助成制度の対象区域を拡大する。

実施主体：飯山市

事業期間：平成 28 年 4 月～令和 2 年 3 月

⑩ 中小企業振興補助金

事業概要：

市内で行う工場等の新設及び増設に対して、増加分の固定資産税相当額を助成する。

実施主体：茅野市

事業期間：平成 27 年度～

⑪ 企業支援助成制度の拡充

事業概要：

既存の生産設備取得事業、空き工場等活用促進事業、新製品・新技術開発支援事業、製造業等人材育成事業等について、企業の本社機能等の移転及び拡充に伴う事業は、支援内容を拡充する。

実施主体：安曇野市

事業期間：平成 28 年度～

⑫ 商工業振興補助金

事業概要：

中小企業者が 1,000 万円以上の取得価格をもって工場等の新設をした場合又は 500 万円以上の取得価格をもって工場等の増設をした場合、3 年間にわたり固定資産税の範囲内で補助する。

実施主体：御代田町

事業期間：平成 27 年度～

⑬ 工業振興奨励補助金

事業概要：

工場を新設し、又は増設する者で、産業の振興上適当と認めた場合は、所定の手続き

を経たうえで、その者を指定し、3年間にわたり固定資産税の範囲内で補助する。

実施主体：御代田町

事業期間：平成27年度～

⑭ 企業立地奨励金制度

事業概要：

町内に事業所等を新設又は増設する企業の施設及び設備に対して賦課される固定資産税相当額を、奨励金として5年間交付する。

実施主体：立科町

事業期間：平成27年度～

⑮ 青木村工業振興奨励金制度の拡充

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う設備投資を助成する工業振興奨励金制度を拡充する。

実施主体：青木村

事業期間：平成28年度～

⑯ 商工業振興助成制度

事業概要：

町内に工場等を新設、増設する中小企業者等に対して、投下資本の一部を助成するとともに、一定期間における固定資産税の課税の減額を行う。

実施主体：下諏訪町

事業期間：平成27年度～

⑰ 商工業振興補助金制度の拡充

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う土地取得、設備投資に対する商工業振興補助金について、用途指定を外し交付要件を拡充する。

実施主体：富士見町

事業期間：平成27年度～

⑱ 商工業振興補助金の拡充

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う補助金の対象を拡充するため、用途指定を緩和する。

実施主体：原村

事業期間：平成27年度～

⑲ 商工業誘致及び振興補助金

事業概要：

町内に事業所等を新設、増設する事業者に対して、固定資産税相当額の一部を補助する。

実施主体：辰野町
事業期間：平成 27 年度～

⑳ 工場等設置事業補助金

事業概要：

町内へ進出する企業や、町内企業等で青色申告書を提出する法人又は個人が取得する工場や機械設備に係る固定資産税相当額を補助する。

実施主体：箕輪町
事業期間：平成 27 年度～

㉑ 商工業振興補助金

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う設備投資に対して助成する。

実施主体：飯島町
事業期間：平成 27 年 9 月～

㉒ 企業振興事業補助金制度の拡充

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う設備投資を助成するため、企業振興事業補助金制度を拡充する。

実施主体：南箕輪村
事業期間：平成 27 年 12 月～

㉓ 事業用施設新增設奨励金、奨励措置

事業概要：

工場等の新設・増設に係る投下固定資産税総額が、新設 500 万円、増設 300 万円を超える場合、当該資産に係る初年度の固定資産税相当額を限度に奨励金を交付する。

また、工場等の新設・増設に係る投下固定資産税総額が 2,700 万円を超える場合、当該固定資産税について 3 年間課税を免除する。

実施主体：中川村
事業期間：平成 27 年度～

㉔ 空き店舗活用整備事業補助

事業概要：

起業家等が行う空き店舗を活用して事業を行う場合、その空き店舗の改修等に要する経費に対して補助する。

実施主体：中川村
事業期間：平成 27 年度～

㉕ 工場等設置事業補助金

事業概要：

町内へ進出する企業や町内企業等で、青色申告書を提出する法人又は個人が取得する工場や機械設備に係る固定資産税相当額を補助する。

実施主体：松川町

事業期間：平成 27 年度～

⑳ 工場等設置事業補助金制度の拡充

事業概要：

現在、工場、店舗等を対象としている工場等設置事業補助金を、企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う設備投資を対象に追加し制度を拡充する。

実施主体：高森町

事業期間：平成 27 年 10 月～

㉑ がんばる企業応援補助金制度の拡充

事業概要：

設備投資へ補助を行う本補助金制度の対象に、企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う設備投資を追加し拡充する。

実施主体：阿南町

事業期間：平成 28 年 4 月～

㉒ 産業支援事業補助金

事業概要：

立地企業の産業支援策として、クラウドファンディングを用いる場合の補助金、特許や商標登録を取得する場合の補助金、そのほか従業員の研修費、販路拡大のための商談会参加のための補助制度を実施する。

実施主体：木曾町

事業期間：平成 27 年度～

㉓ 池田町工場誘致等に関する条例に基づく助成

事業概要：

町内に工場を新設、移設又は増設する者に対して、固定資産税相当額の一部を助成する。

実施主体：池田町

事業期間：平成 27 年度～

㉔ 商工業振興補助金

事業概要：

工場、店舗を新設し、若しくは増設した中小企業者に対して、工場又は店舗の新設若しくは増設のために要した取得価額に対する固定資産税相当額を補助する。

実施主体：坂城町

事業期間：平成 27 年度～

㉕ 商工業振興対策事業補助金

事業概要：

工場等設置事業等の要件に該当する事業に対して、固定資産税相当額を補助する。

実施主体：高山村

事業期間：平成 27 年度～

㉖ 工場等誘致補助金制度の拡充

事業概要：

情報通信事業を営む者が町内で事業を行う場合に、既存施設の改修費、備品の購入費、家賃、通信回線使用料を補助する。

実施主体：信濃町

事業期間：平成 27 年 9 月～

③ 企業助成制度の創設

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う助成制度を創設する。

実施主体：栄村

事業期間：平成 28 年度～

④ 工場等設置事業補助金

事業概要：

町内で建物や償却資産（土地を除く）を投資し、町内に住所のある者を正社員として雇用した場合に固定資産税相当額を助成する。

事業主体：佐久穂町

事業期間：平成 28 年 4 月～

<雇用に対する助成>

① 雇用促進企業立地に対する助成事業

事業概要：

事業所の新設、移設、増設を行うもので、操業開始後 3 年以内に市内から新たに一定の常用雇用者を 1 年以上雇用した場合に助成する。

実施主体：長野市

事業期間：平成 27 年度～

② 松本市工業振興条例に基づく補助金制度（再掲）

事業概要：

工場等を新設、移設又は増設する企業に対し、用地取得費の一部、投下固定資産に対する固定資産税相当額（3 年間）、新規雇用経費の一部を助成する。

実施主体：松本市

事業期間：平成 27 年度～

③ インターンシップ促進支援事業補助金

事業概要：

インターンシップを実施した中小企業者に対して、インターンシップを実施した際に指導を担当した従業員の人件費を補助する。

実施主体：諏訪市

事業期間：平成 27 年度～

④ 技術研修・人材育成対策補助制度の拡充

事業概要：

従業員の能力向上を図る目的で参加する各種研修会等への参加費の一部補助を行う。

実施主体：諏訪市
事業期間：平成 27 年度～

⑤ 工場等立地雇用支援事業の要件緩和

事業概要：

千曲市商工業振興条例に基づく市内の新規雇用者に対する助成制度において、企業の
本社機能移転等の場合に人数要件を緩和する。

実施主体：千曲市
事業期間：平成 28 年度～

⑥ インターンシップ活用促進事業

事業概要：

インターンシップを実施した中小企業者に対して、インターンシップを実施した際に
実習生に支払った支援金を補助する。

実施主体：辰野町
事業期間：平成 27 年度～

⑦ 就職祝金

事業概要：

村内事業所に就職した 30 歳未満の者で、従業員となって 1 年以上経過した者に祝い金
を支給する。

実施主体：中川村
事業期間：平成 27 年度～

⑧ 雇用奨励補助金

事業概要：

新規卒業者を採用した場合に、村内に住所を置くもの 1 人に対し 50 万円、村外に住所
を置くもの 1 人に対し 25 万円を企業に支給する。

実施主体：下條村
事業期間：平成 27 年度～

⑨ 企業立地雇用支援事業補助金

事業概要：

町内において、建物や償却資産（土地を除く）を投資し、町内に住所のある者を正社
員として雇用した場合に雇用の人数に応じて助成する。

事業主体：佐久穂町
事業期間：平成 28 年 4 月～

<事業用地取得に対する助成>

① 事業用地取得に対する助成事業

事業概要：

工業系用途地域又は中山間地域に工場又は事業所を設置するために用地を取得し、3
年以内に操業開始した場合、用地取得額に対して助成する。

実施主体：長野市
事業期間：平成 27 年度～

② 松本市工業振興条例に基づく補助金制度（再掲）

事業概要：

工場等を新設、移設又は増設する企業に対し、用地取得費の一部、投下固定資産に対する固定資産税相当額（3年間）、新規雇用経費の一部を助成する。

実施主体：松本市

事業期間：平成 27 年度～

③ 工場等用地取得事業（助成金）

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴い、新たに取得する用地、償却資産に対して助成要件に応じ助成する。

実施主体：小諸市

事業期間：平成 27 年度～

④ 産業用地取得補助金

事業概要：

市の産業用地を購入する企業に対して、用地取得費の一部を補助する。

実施主体：伊那市

事業期間：平成 27 年度～

⑤ 用地取得費助成制度

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う用地取得費を助成する。

実施主体：駒ヶ根市

事業期間：平成 27 年度～

⑥ 工場立地推進事業助成金（再掲）

事業概要：

市内に工場を新設、移設又は増設するための用地取得に要した経費の一部、工場の新設、移設又は増設に係る固定資産税相当額の一部について助成する。

実施主体：中野市

事業期間：平成 27 年度～

⑦ 商工業振興補助金制度の拡充（再掲）

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う土地取得、設備投資に対する商工業振興補助金について、用途指定を外し交付要件を拡充する。

実施主体：富士見町

事業期間：平成 27 年度～

⑧ 工場等用地取得事業補助金

事業概要：

町内に工場等の用地を取得し、町内に住所のある者を正社員として雇用した場合に用

地取得費を助成する。

事業主体：佐久穂町

事業期間：平成 28 年 4 月～

<オフィス家賃等に対する助成>

① オフィス家賃等に対する助成事業

事業概要：

中心市街地等の空きオフィス・空き家を賃借して事業所を設置する場合、家賃等の一部を 3 年間助成する。

実施主体：長野市

事業期間：平成 27 年度～

② 商工業振興補助金制度、企業立地支援補助金の拡充（再掲）

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う設備投資（土地建物の取得）に対して助成する。また、賃借により市内に転入した場合、家賃相当額を助成する。

実施主体：岡谷市

事業期間：平成 27 年度～

③ 空き店舗等活用事業補助金

事業概要：

町内の空き店舗等を活用して事業所を設置した場合に、建物の改修に要する費用、建物の賃借料を補助する。

実施主体：小布施町

事業期間：平成 27 年度～

④ 工場等誘致補助金制度の拡充（再掲）

事業概要：

情報通信事業を営む者が町内で事業を行う場合に、既存施設の改修費、備品の購入費、家賃、通信回線使用料を補助する。

実施主体：信濃町

事業期間：平成 27 年 9 月～

⑤ 工場等活用事業補助金

事業概要：

町内において操業をしていない工場等を賃借する場合、町内に住所のある者を正社員として雇用した場合に賃借料を助成する。

事業主体：佐久穂町

事業期間：平成 28 年 4 月～

⑥ 空き店舗等対策事業補助金

事業概要：

町内の空き店舗等の賃貸借契約を結んで新たに事業を行う者に対して賃借料を助成する。

事業主体：佐久穂町
事業期間：平成 28 年 4 月～

⑦ 下水道使用料支援事業補助金

事業概要：

工場等用地取得事業の対象であり、下水道を使用する事業者に対して下水道使用料を助成する。

事業主体：佐久穂町
事業期間：平成 28 年 4 月～

<借入金に対する利子補助、保証料補助>

① 制度資金等利子補給金

事業概要：

県制度融資資金等を借り受けた者に対し、貸付利率のうち 1%、融資額 1,000 万円を限度に利子補給を行う。

実施主体：御代田町
事業期間：平成 27 年度末まで

② 中小企業制度融資保証料補助金

事業概要：

県制度資金を利用した場合、信用保証協会保証料に対し保証料の 1/2 を補助する。
町制度資金を利用した場合、信用保証協会保証料に対し保証料全額を補助する。

実施主体：箕輪町
事業期間：平成 27 年度～

③ 商工業振興資金利子補助金

事業概要：

町制度融資を利用し事業活動に必要な資金の貸付を受け、毎年約定どおり返済している中小企業者等に対し、借入年利の 0.8%以内で利子の補助を行う。

実施主体：箕輪町
事業期間：平成 27 年度～

④ 融資保証料の補助、利子の補助

事業概要：

中小企業者が、経営の安定のため資金を金融機関から借りる場合、長野県信用保証協会の保証料補助を行う。また、利子の初年度分全額を補助する。

実施主体：小布施町
事業期間：平成 27 年度～

<固定資産税の減免・課税免除>

① 事業用施設新增設奨励金、奨励措置（再掲）

事業概要：

工場等の新設・増設に係る投下固定資産税総額が、新設 500 万円、増設 300 万円を超える場合、当該資産に係る初年度の固定資産税相当額を限度に奨励金を交付する。

また、工場等の新設・増設に係る投下固定資産税総額が 2,700 万円を超える場合、当

該固定資産税について3年間課税を免除する。

実施主体：中川村

事業期間：平成27年度～

② 企業立地促進条例の拡充

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に適用し、要件となる常時使用従業員数を5人以上に引き下げる。また、増設部分に対しての固定資産税3年間免除を5年間免除とする。

実施主体：阿南町

事業期間：平成28年4月～

③ 阿智村商工観光業振興条例による不均一課税

事業概要：

村内で一定規模以上の工場等を新設、増設する者に対して、4年間にわたり固定資産税の減免を行う。

実施主体：阿智村

事業期間：平成27年度～

④ 下條村工場誘致並びに設置条例

事業概要：

村内に工場を新設又は増設する者に対して、3年間にわたり固定資産税の減免を行う。

実施主体：下條村

事業期間：平成27年度～

⑤ 固定資産税の課税免除制度

事業概要：

過疎地域内において、一定額を超える工業生産設備等を取得した場合、家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税について3年間免除する。

実施主体：売木村

事業期間：平成27年度

⑥ 天龍村工場誘致条例による税制措置

事業概要：

村内に工場を新設又は増設する者に対して、固定資産税の減免を行う。

実施主体：天龍村

事業期間：平成27年度～

⑦ 固定資産税の課税免除等制度

事業概要：

工場等を新設又は増設するに伴い、新規に取得した固定資産に係る固定資産税を3年間免除する。また、新たに村内に有する工場等内に償却資産（機械及び装置に限る）を取得設置した場合、初年度分の固定資産税年税額相当額を補助する。

実施主体：喬木村

事業期間：平成 27 年度～

⑧ 固定資産税の課税免除制度

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴い新規に取得した固定資産に係る固定資産税を 3 年間免除する。

実施主体：豊丘村

事業期間：平成 27 年度～

⑨ 固定資産税の不均一課税制度

事業概要：

商工振興審議会等の審議を得て認められた者に対し、3 年間当該工場に対する各年度の村税のうち新增設分にかかわる固定資産税を減免する。

実施主体：大鹿村

事業期間：平成 27 年度～

⑩ 固定資産税の課税免除制度

事業概要：

過疎地域内において、一定額を超える生産設備等を取得した場合、家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税について 3 年間免除する。

実施主体：大鹿村

事業期間：平成 27 年度

⑪ 固定資産税の免除制度

事業概要：

過疎地域自立促進特別措置法第 31 条の規定に基づき固定資産税の課税を免除する。

実施主体：信濃町

事業期間：平成 27 年度～令和 5 年度まで

⑫ 固定資産税の免除制度

事業概要：

村の指定する工場を村内に新設又は増設する企業に対し、3 年間にわたり固定資産税の課税免除及び不均一課税を行う。

実施主体：木祖村

事業期間：平成 27 年度～

⑬ 固定資産税の免除制度

事業概要：

村内に工場を新設又は増設する者に対して、敷地、労務、金融、水利等のあっせんを行うほか、必要な用地、道路その他の関連施設の整備に努め、また、3 年間にわたり固定資産税の減免を行う。

実施主体：小川村

事業期間：平成 28 年度～

<就職説明会等>

① 就職説明会の開催

事業概要：

域内の職業安定協会等と連携し、地域の学校の卒業生等を対象に、域内企業の就職説明会を開催する。

実施主体：上田市、飯田市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、飯山市、安曇野市、松川村

実施時期：毎年度 2月、3月、5月、7月、8月、11月

② 新卒 I・J ターン定住化促進事業の実施

事業概要：

首都圏の大学生を対象に、松本市内への就職、定住を目的としたセミナー等を開催する。

実施主体：松本市

実施時期：平成 27 年度～

③ 諏訪地域合同就職説明会の開催

事業概要：

地域の学校の卒業生や離転職者を対象に、諏訪地域企業の就職説明会を開催する。

実施主体：岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村

実施時期：毎年度 2月、3月、4月、8月、11月、12月

④ Uターン・I ターン者無料職業紹介

事業概要：

飯田・下伊那地域外への転出者で、地域内にU・I ターンを希望する者に対し、飯田・下伊那地域内企業からの求人情報を提供し、雇用関係の成立を支援する。

実施主体：飯田市

事業期間：平成 27 年度～

⑤ 更埴地域就職面接会の開催

事業概要：

地域の高校・専門・短大・大学卒業予定者及び3年以内の既卒業者を対象に、域内企業の就職面接会を開催する。

実施主体：千曲市、坂城町

実施時期：毎年度 11月

⑥ 地元企業と学生とのマッチング

事業概要：

広報紙にて新規に立地した企業を紹介し、住民に周知、地域の学校の卒業生を対象に企業の説明会を行う。

実施主体：木曾町

事業期間：平成 27 年度～

⑦ 求人情報の紹介

事業概要：

近隣町村の求人情報をとりまとめ、求職者に対してCATV等による情報提供を行う。
実施主体：売木村
事業期間：平成 27 年度～

⑧ 無料職業紹介所による求人情報の紹介

事業概要：

既卒者をはじめ求職者に対して、ハローワーク情報も併用しながらきめ細かな就職相談を実施する。

実施主体：飯綱町

事業期間：平成 27 年度～

<産業団地等の整備>

① 新松本工業団地の分譲

事業概要：

区域面積 20ha の新規工業団地を造成、知識集約型企業を中心に、ものづくり産業の集積を進める。

実施主体：松本市

分譲開始：平成 24 年度～

② 新産業団地整備事業

事業概要：

三遠南信自動車道（仮称）龍江インターチェンジ周辺において、周辺環境に配慮した新たな産業団地整備を行う。

実施主体：飯田市

事業期間：平成 27 年 4 月～令和元年 3 月

③ 新産業団地の造成事業

事業概要：

須坂市内に新たな産業団地を造成する。

実施主体：須坂市

事業期間：平成 27 年 10 月～令和 2 年 3 月

④ 土地取得（拡充）に対する周辺のインフラ資産整備

事業概要：

本社機能移転等による土地取得（拡充）に対し、土地所有者との仲介や周辺のインフラ資産整備等を実施する。

実施主体：飯島町

事業期間：平成 27 年 9 月～

⑤ 工場の新增設に対する用地、道路等の整備

事業概要：

村内に工場を新設又は増設する者に対して、敷地、労務、金融、水利等のあっせんを行うほか、必要な用地、道路その他の関連施設の整備に努め、また、3年間にわたり固定資産税の減免を行う。

実施主体：小川村

事業期間：平成 28 年度～

<施設の整備等>

① コワーキングスペースの設置

事業概要：

茅野市における若者（特に学生）の起業・創業・就業の種まきから刈り取りまでを支援するワンストップサービス拠点を整備する。

実施主体：茅野市

事業期間：平成 28 年度以降

② サテライトオフィス事業

事業概要：

町内にある施設のネットワーク環境等を整備し、企業向けのシェアオフィス、コワーキングスペース、地域との交流スペースを兼ねた施設をサテライトオフィスとして提供し、賃料を免除する。

実施主体：富士見町

事業期間：平成 28 年 4 月～平成 29 年 3 月

③ ホームオフィス事業

事業概要：

町内の空き物件へのトライアル移住によりテレワークによる仕事を創出し、町での生活体験をホームオフィスモニターとして発信することにより、モニター初年度は 1 年間の賃料を全額補助、その後 2 年間の賃料を半額補助する。

実施主体：富士見町

事業期間：平成 28 年度～

<融資制度>

① 低利融資制度

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う資金を市からの預託金により金融機関が低利で融資する。

実施主体：駒ヶ根市

事業期間：平成 27 年度～

② 中小企業振興資金の拡充

事業概要：

企業の本社機能等の移転及び域内企業の本社機能等の拡充に伴う開業に係る設備、運転資金に対する中小企業融資斡旋制度を拡充する。

実施主体：富士見町

事業期間：平成 28 年度～

<移住・定住の促進>

① 移住・定住者（転勤者）等の雇用促進住宅、市営住宅等への優先入居

事業概要：

該当企業従業員を対象とし、平成 28 年度取得予定の雇用促進住宅を含め、市営住宅等

への優先的な入居を実施する。

実施主体：飯山市

事業期間：平成 28 年 4 月～令和 2 年 3 月

② シティプロモーション・移住定住促進事業

事業概要：

子育て世代や若年層を中心としたターゲット層に対し、生活環境の充実、子育て・教育環境等、東御市の魅力を発信するとともに、市内外における各種交流事業を行う。

実施主体：東御市

事業期間：平成 27 年度～令和元年度

③ 定住促進奨励金、ふるさと就労奨励金の創設

事業概要：

町外より企業移転に伴い転入してきた世帯に対して、住宅取得時に奨励金を支給する。

また、新たに辰野町に定住、就職する若者を対象に奨励金を支給する。

実施主体：辰野町

事業期間：平成 28 年 1 月～

6 計画期間

地域再生計画認定の日から令和 6 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4-4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の毎年度に必要な調査を行い状況の把握を行うとともに、長野県の「事業改善シート」や中間評価及び事後評価などにおいて達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (中間年度)	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	合 計
目標 1 地方活 力向上 地域等 業施設 整備計 画の認 定件数	1 件 (うち移 転型 1 件)	4 件 (うち 移転型 1 件)	4 件 (うち移 転型 1 件)	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件	1 件	13 件 (うち移 転型 4 件)
うち北 信圏域	1 件	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件 (うち移 転型 1 件)	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件	1 件	3 件 (うち移 転型 2 件)
うち東 信圏域	1 件	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件 (うち移 転型 1 件)	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件 (うち 移転型 1 件)	1 件	1 件	3 件 (うち移 転型 1 件)

うち中 信圏域	一件	1件 (うち 移転型 一件)	1件 (うち移 転型一 件)	1件 (うち 移転型 一件)	一件 (うち 移転型 一件)	一件 (うち 移転型 一件)	一件 (うち 移転型 一件)	一件	一件	3件 (うち移 転型一 件)
うち南 信圏域	1件 (うち移 転型一 件)	1件 (うち 移転型 一件)	1件 (うち移 転型一 件)	一件 (うち 移転型 一件)	一件 (うち 移転型 一件)	1件 (うち 移転型 1件)	一件 (うち 移転型 一件)	一件	一件	4件 (うち移 転型1件)
目標2 本社等 移転助 成の認 定件数	2件	3件	3件	1件	1件	1件	1件	一件	一件	12件
うち北 信圏域	1件	1件	一件	一件	1件	一件	一件	一件	一件	3件
うち東 信圏域	1件	一件	1件	一件	一件	一件	1件	一件	一件	3件
うち中 信圏域	一件	1件	1件	1件	一件	一件	一件	一件	一件	3件
うち南 信圏域	一件	1件	1件	一件	一件	1件	一件	一件	一件	3件
目標3 地方活 力向上 地域等 特定業 務施設 整備計 画の認 定を本 社の機 能移転 ・拡充 による 雇用創 出人数	一人	10人	30人	20人	20人	5人	5人	5人	5人	100人
うち北 信圏域	一人	一人	5人	5人	5人	1人	1人	1人	1人	19人
うち東 信圏域	一人	一人	5人	5人	5人	1人	2人	1人	2人	21人
うち中 信圏域	一人	一人	5人	5人	5人	1人	1人	1人	1人	19人
うち南 信圏域	一人	10人	15人	5人	5人	2人	1人	2人	1人	41人
目標4 本社等 移転助 成の認 定を本 社の機 能移転 による 雇用創 出人数	一人	4人	4人	6人	6人	3人	2人	3人	2人	37人

うち北 信圏域	一人	2人	一人	3人	一人	一人	一人	3人	一人	11人
うち東 信圏域	一人	2人	一人	3人	一人	一人	2人	一人	一人	9人
うち中 信圏域	一人	一人	2人	一人	3人	一人	一人	一人	2人	7人
うち南 信圏域	一人	一人	2人	一人	3人	3人	一人	一人	一人	10人

※目標3「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を伴う本社機能の移転・拡充による雇用創出人数（令和4年度、令和5年度）」は、令和3年度以前に地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた本社機能の移転・拡充によるもの。

※目標4「本社等移転促進助成金等の認定を伴う本社機能の移転による雇用創出人数（令和4年度、令和5年度）」は、令和3年度以前に地本社等移転促進助成金等の認定を受けた本社機能の移転・拡充によるもの。

なお、4-4で述べたとおり、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画及び本社等移転促進助成金等の認定件数の目標値は、令和3年度までの件数としている。

(指標とする数値の収集方法)

- 【目標1】 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定件数：県が認定件数を集計する
- 【目標2】 本社等移転促進助成金の認定件数：県が認定件数を集計する
- 【目標3】 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を伴う本社機能の移転・拡充による雇用創出人数：県が認定事業者からの実施状況報告を集計する
- 【目標4】 本社等移転促進助成金の認定を伴う本社機能の移転による雇用創出人数：県が認定事業所からの実施状況報告を集計する

7-3 目標の達成状況にかかる評価の公表の手法

4-4に示す地域再生計画の目標の達成状況については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかに長野県のホームページ上で公表する。